



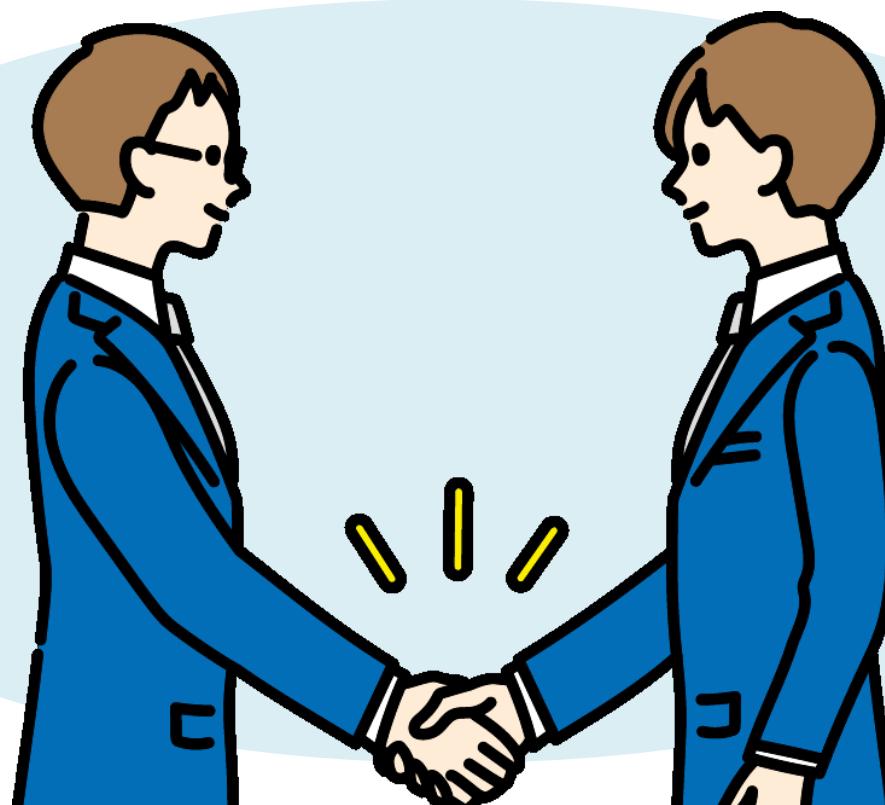
UR賃貸住宅

事業者様向け 紹介制度

UR賃貸住宅・URテナント等をご契約中の事業者様^{※1}

または 団地内の工事等を実施中の事業者様^{※2}が

お客様^{※3}を紹介いただき、ご契約に至った場合^{※4}



紹介者様

契約者様



それぞれ**1万円分**／戸
プレゼント！

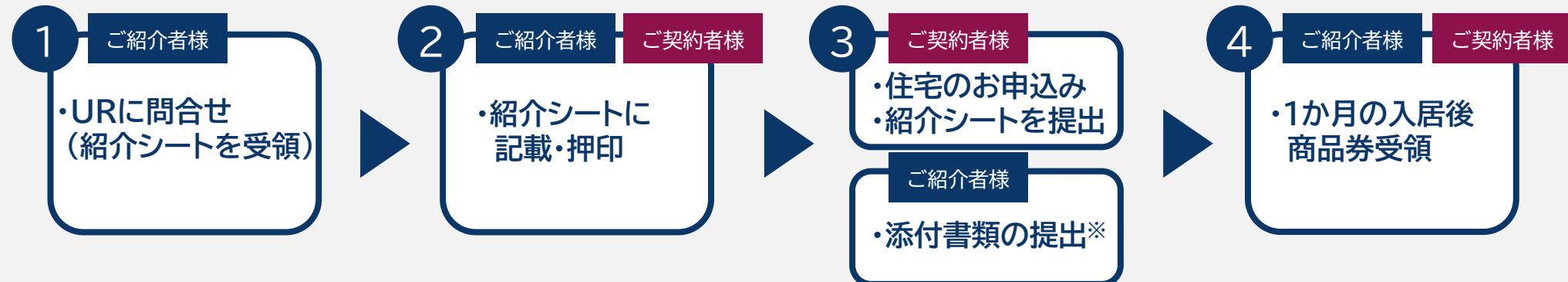
※1 ご紹介のお申込み時点で、UR賃貸住宅、賃貸施設、賃貸敷地をご契約中の事業者様（法人様又は個人事業主様）

※2 ご紹介のお申込み時点で、UR又はURコミュニティから、団地における工事、点検、清掃等を受託又はUR賃貸住宅等に係る成果物の納品を請け負う事業者様

※3 ご紹介のお申込み時点で、UR賃貸住宅のご契約がない法人又は個人の方が対象です。

※4 契約から1ヶ月以上お住まいいただくことが条件です。

■ ご紹介の流れ



※ ご紹介者様が、URテナント又はURの賃貸敷地のご契約者様の場合…当該賃貸借契約書の写し
ご紹介者様が、UR又はURコミュニティから、団地における工事、点検、清掃等を受託又はUR賃貸住宅等に係る成果物の納品を請け負う事業者様の場合
…発注者、履行場所、納品物等が分かる、契約書の写し及び仕様書の写し

■ 注意事項

● 紹介者の要件

- ・個人のお客様、宅建業者様、UR賃貸住宅の募集業務を実施中の事業者様及びUR都市機構の関係会社は紹介者になれません。
- ・過去、UR賃貸住宅等のご契約があっても、現在契約中の住宅・施設・敷地がない場合は、紹介者になれません。
- ・現在、UR賃貸住宅等を転借中であっても、現在契約中の住宅・施設・敷地がない場合は、紹介者になれません。
- ・紹介者となる事業者様が、家賃滞納等賃貸借契約に違反している場合は、本制度を利用することができません。
- ・過去、団地内の工事等を実施していた場合であっても、紹介シートの提出時点で契約を履行中でない場合は、紹介者になれません。

● 契約者の要件

- ・紹介シートの提出時点で、紹介を受ける事業者様又は個人のお客様が、UR賃貸住宅をご契約中である場合は、本制度を利用することができません。
- ・既契約の名義を変更する場合、定期借家契約を再契約する場合、宅建紹介制度を利用する場合、従業員向け住宅確保について相互協力に関する協定に基づく特典を利用する場合又はお友達紹介制度を利用する場合は、本紹介制度を利用することができません。
- ・その他、URが実施する他の制度、特典等と併用できない場合があります。

● その他

- ・紹介シート及び添付資料は、住宅のご契約までにご提出ください。ご契約までに提出いただけなかった場合はプレゼントの対象外となります。
- ・プレゼント進呈の決定は、商品券の発送をもって代えさせていただきます。なお、宛先不明及び配送事業者の指定する再配達期限内にお受け取りいただけなかった等により商品券をお届けできなかった場合、再度の発送はいたしませんのでご注意ください。
- ・一部、当制度の対象ではない物件がございます。詳しくは以下のQ&Aをご確認ください。
例：●新築物件及び抽選により入居者を決定する物件 ●特別募集住宅 ●高齢者向け優良賃貸住宅 ●健康寿命サポート住宅 ●契約家賃3万円未満の住宅
- ・商品券の発送は、ご紹介いただいたお客様の入居開始可能日から、2～3ヶ月程度かかります。
- ・賃貸借契約を1か月未満で終了された場合はプレゼントの対象外となります。
- ・本制度を予告なく終了する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・紹介者又は申込者がURとの賃貸借契約に違反している若しくは過去違反していたことが判明した場合や、お申込み内容について虚偽が判明した場合は、本紹介制度を利用することができません。
- ・本紹介制度によりプレゼントする商品券は、法人税の課税対象となります。予めご了承ください。

■ お問合せ先

	電話番号等
関東 エリア	東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 法人・宅建営業課 Mail:ur-syataku@ur-net.go.jp Tel:03-5323-3571
北海道 エリア	東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 北海道エリア経営センター Mail:hokkaido-takken@ur-net.go.jp Tel:011-223-3707
東海 エリア	中部支社 U R 名古屋営業センター法人担当 Mail:X91348@ur-net.go.jp Tel:052-446-8886
関西 エリア	西日本支社 住宅経営部 法人・宅建営業課 Tel:06-6346-3417
九州 エリア	九州支社 住宅経営部 営業推進課 Tel:092-722-1107